

# 運 営 規 程

事業所名 ケアライフ礎  
事業の種類 特定施設入居者生活介護

## 第1条（目的）

この規程は、エフビー介護サービス株式会社が設置運営する特定施設入居者生活介護施設の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

## 第2条（事業の目的）

本事業は「人生最期まで個人として尊重されること」「自己選択し自己決定できること」「安心して地域に暮らし続けること」が実現できる高齢者の住まいを提供することを目的とする。

## 第3条（運営の方針）

1. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
2. 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
3. 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
4. 常に提供したサービスの質の管理・評価を行う。

## 第4条（事業所の名称等）

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ケアライフ礎
- (2) 所在地 長野県佐久市長土呂908番地1

## 第5条（従業者の員数及び職務内容）

本事業所に勤務する従業者の員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 （常勤兼務）  
管理者は、業務の管理及び従業者等の管理を一元的に行う。
- (2) 看護職員 1名以上（常勤兼務）  
看護職員は、利用者に対し健康管理を行うとともに必要な医療が受けられるよう医療機関と調整を行う。
- (3) 介護職員 8名以上  
介護職員は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。
- (4) 機能訓練指導員 1名 （非常勤）  
機能訓練指導員は、利用者のため心身の機能評価を行い、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
- (5) 生活相談員 1名以上（常勤兼務）  
生活相談員は、利用に係る調整・相談・援助を行う。
- (6) 計画作成担当者 1名 （常勤兼務）  
特定施設入居者生活介護サービス計画作成を行うとともに、サービス計画管理を行う。
- (7) 事務職員 1名  
事務職員は、事務全般の業務を行う。

## 第6条（利用定員及び居室数）

利用定員は30名とする。居室数は30室とする。

## 第7条（サービスの内容）

サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 介護（見守り及び日常生活における支援）
- (2) 健康管理（医療相談及び医療機関との調整）
- (3) 生活相談、援助
- (4) 入浴（一般浴）介助・清拭  
週2回までは介護保険にて提供。週3回以上は実費2,750円/回。

## 第8条（身体拘束）

1. 従業者は、サービス提供において、当該利用者もしくは他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束のほか、利用者の行動の制限は行わないものとする。
2. 緊急やむを得ず身体拘束をする場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。
3. 「身体拘束廃止委員会」を定期的開催し結果の周知徹底を行うとともに、研修会等に参加させるなどして従業者の自己啓発に努め、従業者全体で身体拘束廃止に取り組むものとする。
4. 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

## 第9条（敷金）

1. 本事業の提供にあたり、敷金は次条に記載する家賃相当額の2か月分とする。
2. 敷金の支払いは、入居可能日から14日以内に振込にて受領する。

## 第10条（利用料等）

1. 本事業を提供した場合の利用料は次のとおりとする。

### 金額は、総額（税込）表示とする。

月額利用料総額	201,846円
(1) 管理費	60,500円
(2) 食費	65,346円（30日計算）
(3) 家賃相当額	76,000円
(4) 介護保険自己負担分	自己負担割合は負担割合証に応じて1～3割とする。
(5) その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当を認められる費用は実費とする。	

2. 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、銀行口座振替によって指定期日までに受けるものとする。

## 第11条（利用者が介護居室または一時介護室に移る場合の条件及び手続き）

事業者は、利用者に対してより適切なサービスを提供するために必要と判断する場合には事業所内において利用者の居室を変更する場合がある。利用者を介護居室または一時介護室に移してサービスを提供する場合は、利用者の意思を確認しあらかじめ同意を得るものとする。

## 第12条（入退居にあたっての留意事項）

1. 利用者は原則として自立、要支援、要介護状態にある65歳以上の者とする。
  - (1) 施設内における共同生活を営むことに支障がないこと。
  - (2) 自傷他害のおそれがないこと。
  - (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
2. 30日以上予告期間をもって、事業者の定める契約解除届を提出し、契約解除届に記載された予告期間満了をもって、契約は解除されるものとする。
3. 入居後利用者の状態が変化し、本条第1項に該当しない場合は、退居を求める場合がある。
4. 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえうえて、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

## 第13条（秘密保持）

1. 従業者は、正当な理由無く、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。
2. 前項に定める秘密保持義務は従業者の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
3. 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により同意を得ておかなければならない。

## 第14条（苦情処理）

利用者からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事業関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明・記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

#### 第15条（損害賠償）

1. 利用者に対するサービス提供にあたって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
2. 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。
3. 天災、事故、その他不可抗力により利用者または連帯保証人が受けた損害、災害については、一切の賠償責任を負わない。

#### 第16条（衛生管理）

1. サービスを提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
2. 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

#### 第17条（緊急時における対応策）

利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じた時は、主治医または協力医療機関と連絡をとり適切な措置を講ずる。

#### 第18条（非常災害対策）

1. 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に、具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
2. 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

#### 第19条（運営懇談会）

利用者の方々の意見要望を管理運営に反映させ業務を円滑に行うため、事業者と入居者から成る運営懇談会を設置する。

- (1) 運営懇談会は、管理者や利用者、利用者の家族、成年後見人制度に基づく後見人等による構成とする。利用者と事業者の双方の合意が成立した場合は、第三者的立場にある学識経験者、民生委員等を構成メンバーとする。
- (2) 開催は、原則として1年に1回以上会議を開催する。ただし、定例懇談会のほか必要な場合は、臨時懇談会を随時開催するものとする。懇談会は、管理者の名において行い進行する。
- (3) 議題は、施設における入居者の状況、サービス提供の状況、管理費・食費等の収支状況、利用者等の意向の確認や意見交換、ホーム本体の各会計年度の決算内容、事故の発生や苦情申し出に関する対応、行政による指導監査の結果等とする。
- (4) 通知は書面配布とする。
- (5) 議事は記録作成し閲覧に供するとともに、全利用者及び利用者の家族等に配布する。議事録は2年間保存する。

#### 第20条（虐待防止のための措置）

1. 利用者等の人権の擁護、虐待の防止のため、次の措置を講じるものとする。
  - (1) 虐待防止に関する責任者の選任
  - (2) 成年後見制度の利用支援
  - (3) 苦情解決体制の整備
  - (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修を年2回以上実施
  - (5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の定期的な開催及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
  - (6) 虐待防止のための指針の整備
  - (7) (2)～(6)に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置
2. 当該事業所の従業者または養護者（日常的に世話をしている家族、親族、同居人など利用者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力する。

#### 第21条（記録の整備）

事業者は利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から全て5年間保存する。

1. 利用者個別の記録に関するもの
  - (1) 提供した具体的なサービスの内容等の記録

- (2) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - (3) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
2. 事業運営に関わる記録（発生後5年間保存する。）
- (1) 運営懇談会、会議に係る報告、評価、要望、助言等について記録
  - (2) 苦情の内容等の記録
  - (3) 事故の状況、及び事故に対する処置内容の記録

第22条（その他運営に関する留意事項）

従業者の資質向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年12回（年間計画による）

附 則

- この規程は、2019年 2月1日から施行する。
- この規程は、2022年11月1日から施行する。
- この規程は、2024年 7月1日から施行する。
- この規程は、2024年12月1日から施行する。
- この規程は、2025年 4月1日から施行する。
- この規程は、2025年 8月1日から施行する。
- この規程は、2026年 1月5日から施行する。